

リスクマネジメント －学校における危機管理－

(後半部)

鳴門教育大学大学院
特命教授 阪根 健二



独立行政法人教職員支援機構

目次

(前半)

1. 学校の危機管理とは
2. 実態把握の重要性
3. 学校（園）が事件や事故に遭遇した時に
4. 災害対応はどうあるべきか

* 演習（学校行事と熱中症）

(後半)

まず、演習の解説と感染症についてお話しします。

5. 生徒指導のリスクマネジメント
6. いじめ問題の理解と学校の対応

演習課題を解説します。

放課後に、市教委から「近隣の学校で熱中症で搬送される児童生徒が続出した」という報告を受けた。

明日は運動会を実施する予定だが、多湿高温であるという気象予測が出ている。ただ、そんなに大きな影響がないとのことだが、開催すべきか否かも含め、今からどう対応すればよいのだろうか。

演習用シート

時系列	対応の内容
運動会 開催前	
運動会 開催中	

現状は

■ 熱中症はどここの学校でも起きる（たとえ春秋でも）

近年猛暑の中、学校において熱中症対策が喫緊の課題となっている。2018年7月、「**高温注意情報**」が出ていた愛知県豊田市の小学校で、屋外の校外学習から帰った直後の1年生の男子児童が、重い熱中症である熱射病で死亡した。また、**毎年運動会などで、熱中症のため救急搬送される事態が多発している**。こうした背景には、温暖化に伴う異常気象に主な要因があるが、その対応において、教師側に配慮不足があるといえる。特に、体力面で課題のある子どもたちに対して、熱中症対策は必然のことといえる。

熱中症対策についての知識

気象庁は、「**高温注意情報**」を公表している。これは、全国の都道府県で、毎年4月から10月において、翌日又は当日の最高気温が概ね35℃以上になることが予想される場合に「**高温注意情報**」を公表し、熱中症等への注意を呼びかけている。特に、**前日17時過ぎには地方単位の情報を発表**しており、そこでは、**気温予測グラフ**もあわせて掲載しているので、翌日に何らかの活動を行う場合は、それが予測できるわけである。当日においても、予測と実況が時間ごとに示されているので、大きな参考となる。

熱中症対策についての知識

環境省は、「**熱中症予防対策サイト**」において、熱中症の危険レベルを、気温・湿度・日差しの時間をもとに、暑さ指数として、実況と予測を地域別の情報提供をしている。

この「**暑さ指数 (WBGT)**」とは、熱中症を予防することを目的として、1954年にアメリカで提案された指標であり、気温と同じ摂氏度(°C)で示されるが、その値は気温とは異なる。人体と外気との熱のやりとりに着目した指標であり、人体の熱収支に与える影響の**大きい** ①**湿度**、 ②**日射・輻射**など**周辺の熱環境**、 ③**気温**の3つを取り入れたもので、その指標を基に、運動などにおいては、日本スポーツ協会からガイドラインが示されている。

熱中症対策についての学校の在り方

熱中症での事故の多くは、暑さ指数が危険なレベルに達している際に発生しており、学校においては、この暑さ指数を判断材料として活用すべきである。しかし、学校行事を取りやめたり、変更したりすることは、様々な要因から難しいというのが実情のため、ここが管理職の判断（知識と経験）である。

これまでも、文科省から、熱中症についての通知は発出しており、政府においても、7月を「熱中症予防強化月間」と設定し、熱中症予防の取組を推進してきた。そこでは、気温・湿度などの環境条件に配慮した運動の実践や、こまめに水分や塩分を補給し休憩を取ること、児童生徒等への健康観察など健康管理を徹底することを求めてきた。

熱中症対策についての学校の在り方

■ 愛知県豊田市の小学校での死亡事故があったことで、「**熱中症事故の防止について**」（平成30年7月18日：文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課）の通知で、暑さ指数等に留意し、各種活動の中止も検討することが初めて示された。



現在は、**新型コロナウイルス感染対策**を含め、これまで以上の危機意識が必要であろう。

まとめ：熱中症対策についての具体的な行動

学校行事などを行う場合、高温注意情報や暑さ指数を判断材料として、思い切って中止や延期という選択肢を、事前に用意する必要がある。これには、事前の周知や理解が必要であり、判断にあたって、設置者等と協議しながら、適切な対応が求められる。

また、実施する場合には、直射日光を避ける対応（テントや日陰）、水分補給、エアコン等での温度調節など、学校で出来るだけの配慮が必要である。

秋に集中していた運動会が、一部で春に変更されたのも、残暑が続く中で、暑さ対策もあった。しかし、今や春も秋もなく、それ以上に、暑さに慣れていない春だからこそ、熱中症の危険があることを、教職員は十分意識する必要があるだろう。

現在は、**新型コロナウイルス感染対策**を含め、これまで以上の危機意識が必要となりました。

そこで、**衛生という概念（感染症）**から考えるという時間をとりましょう。

明治維新以降、西洋医学を取り入れた日本

衛生「ヒュギエーネ(hygiene)」という概念と言葉



流行性感冒はたゞの
怖ろしい傳染病です。
流行性感冒は頗る悪性
なから、左に其豫防法を述べて見
る。風引の様な感じがして兎角
流行性感冒はたゞの怖ろしい傳染病です。

国立保健医療科学院図書館 所蔵

公衆衛生学

臨床家が患者個人を対象とするのに対して人間集団を対象とします。ヒトの病気や死などを単に生物学的現象としてだけではなく、**環境や社会との関連で考え、究極的には人類の健全なる発展をめざして**います。

健康課題を社会全体の問題としてとらえ、その解決・改善をめざす、極めて実践性にとんだ領域です。疾病予防・健康増進から、介護やリハビリテーションまで、あらゆるステージをカバーしています。研究の成果を、国の政策や医療制度の見直し、ガイドラインの作成、環境基準の設定などにつなげるという意味で、社会的にも大変重要な分野です。

国立大学法人富山大学医学部 公衆衛生学講座Webから引用

教訓を生かしてきたか

スペイン風邪とは

スペインインフルエンザ（原因ウイルスはA/H1N1亜型：A型インフルエンザウイルス）は、第一次世界大戦中の1918年に始まったインフルエンザのパンデミック（俗に「スペインかぜ」と呼ばれる）は、被害の大きさできわだっている。世界的な患者数、死亡者数についての推定は難しいが、患者数は世界人口の25-30%（WHO）、致死率は2.5%以上、5,000万人、一説には1億人ともいわれている。

日本の内務省統計では、日本で約2,300万人の患者と約38万人の死亡者が出たと報告されているが、歴史人口学的手法を用いると、死亡45万人（速水、2006）という推計もある。

教訓を生かしてきたか

「スペイン風邪」により福岡市内の学校が続々と休校していることを伝える1918年11月3日付の福岡日日新聞

○休校、休校
福岡市内外各學校續々襲る
魔の如く蔓延する悪性感冒

全市の患者總數五千五百に達す

魔の如き感冒の流行は益々だしく今や底止する處を知らざる様を呈し各地も不安の念に驅られ各學校、工場等にては職員生徒の發病者頻出し休校休場するの續々あり學校に對しては縣市當に於て豫防其他の方法に就き種々識をなす處ありたるが

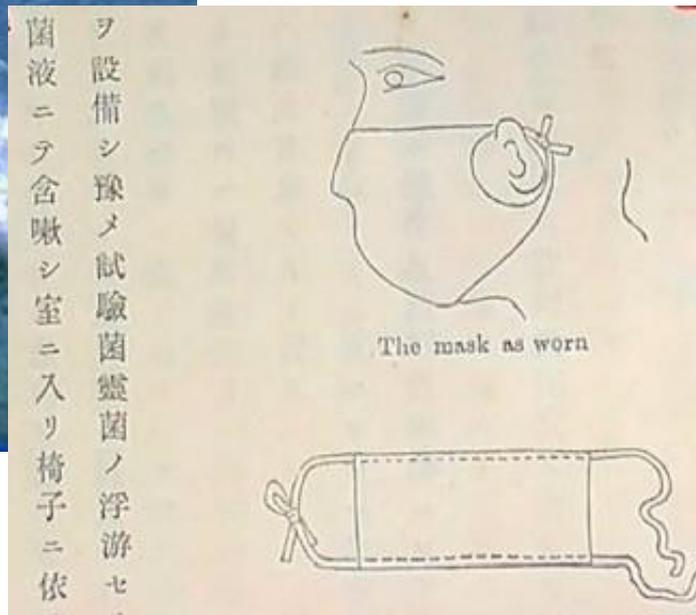
福岡 市にては卅日各學校醫會の上豫防に關し打合せをなした昨日現在にて福岡市に於ける各學校發病者數は福岡高等小學校は職員一名生徒百九十一名にて昨日より一箇休校同高等女學校は生徒百五十名廣橋高等女學校は職員四名生徒百

中廿名、集配人其他現業備員六十八名中廿八名の缺勤者を生じたる爲め高等小學校生徒を臨時代用して郵便物の配達をなさしめ居れるも更に人員に不足を告げ卅一日よりは一日五回配達の午前十一時卅分、午後四時出局配達の二回を減止し小包郵便の配達にも多少の變動を來し居り出務職員一同は何れも歸宅することなく晝夜を兼ねて服務し居れり又電信課にては吏員九十名中卅名電報配達員六名中廿名の缺勤者あり配達人には學校生徒十名を代用し居れるが同局にては今後缺勤者續出するに於ては更に郵便配達回數を減止するの外なく又汽車乗務郵便吏員にも全線に

2020/3/10 (2020/3/24 更新)

西日本新聞Web配信記事から

教訓を生かしてきたか



国立保健医療科学院図書館所蔵
内務省衛生局編「流行性感冒」

教訓を生かしてきたか

スペインかぜの1回目の流行は1918年8月下旬から9月上旬より始まり、10月上旬には全国に蔓延した。流行の拡大は急速で、11月には患者数、死亡者数とも最大に達した。2回目の流行は1919年10月下旬から始まり、1920年1月末が流行のピークと考えられ、いずれの時も大規模流行の期間は概ねピークの前後4週程度であった。

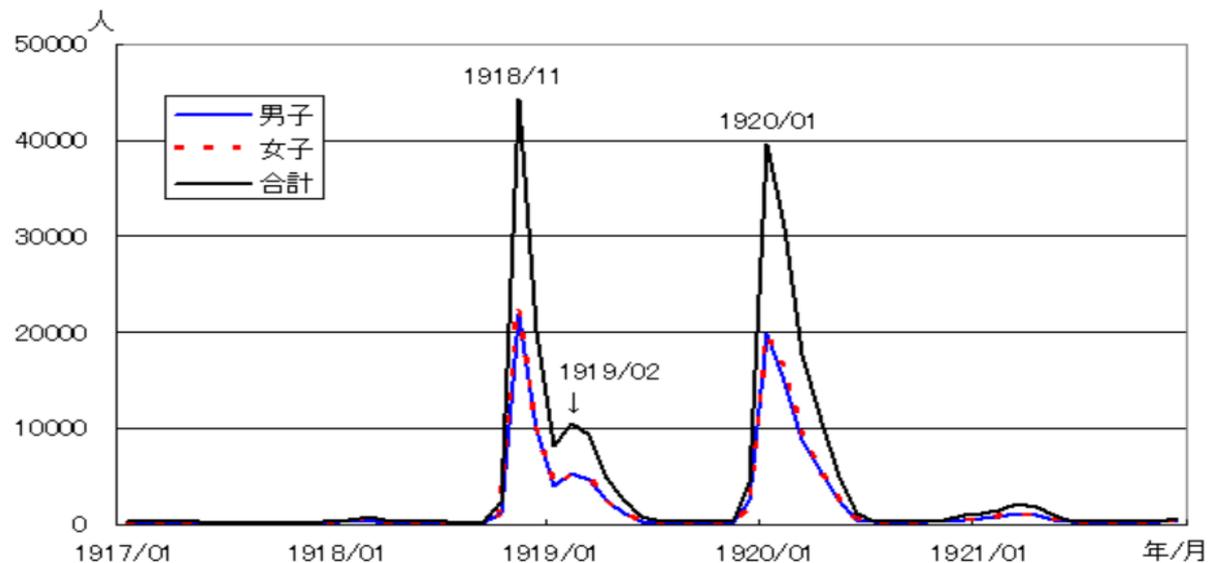


図1. インフルエンザによる死亡者数の月別推移

日本におけるスペインかぜの精密分析（インフルエンザ スペイン風邪 スパニッシュ・インフルエンザ 流行性感冒 分析 日本）：（東京都健康安全研究センター）

教訓を生かしてきたか

スペインかぜの場合、1918年12月31日現在の日本の総人口は、約5,600万人（56,667,328名：日本帝国人口静態統計, 1919）であるから、第1回目の流行では、全国民の**37.3%**がスペインかぜに罹患したことになる。

1回目の流行が激しかった地域で2回目の流行が比較的軽微だったことは、当該地域住民が1回目にインフルエンザに罹患したことにより、**ウイルスに対する抵抗力**が高まり、その結果として2回目の流行が軽微に終わったと考えることができる。

大規模流行の期間は概ねピークの**前後4週程度**であった。この前後4週間という流行期間は、通常のインフルエンザ流行の場合と同じであった。

第1回目の流行においてはインフルエンザの流行が一旦終息したかに見えた後、その規模は小さいが流行が**再燃**した。

医学的な手段がなかったため、対策は、**患者の隔離、接触者の行動制限、個人衛生、消毒と集会の延期**といったありきたりの方法に頼るしかありませんでした。

日本におけるスペインかぜの精密分析
（東京都健康安全研究センター）

学校保健安全法施行規則第18条で定められている感染症

第一種 感染症予防法の一類感染症と二類感染症

(伝染病の種類)

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルク熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス

第二種 飛沫感染するもので、児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い伝染病

(伝染病の種類)

インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱及び結核

第三種 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある伝染病

(伝染病の種類)

腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の伝染病

新型コロナウイルス感染症の「**指定感染症**」への指定を受けた学校保健安全法上の対応について

令和2年1月28日 文科省通知

政令により指定感染症に指定されると、新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法の規定に定める**第一種感染症**とみなされます。このため、各学校（専修学校を含み、各種学校を含まない。）の校長は、当該感染症にかかった児童生徒等があるときは、治癒するまで**出席を停止させる**ことができます。（学校保健安全法第19条）

出席停止の措置

学校保健安全法施行令第6条第2項（旧・学校保健法施行令第5条第2項）及び学校保健安全法施行規則第19条（旧・学校保健法施行規則第20条）により、出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い次のように定められている。

第一種の感染症 完全に治癒するまで

第二種の感染症 結核および髄膜炎菌性髄膜炎については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで出席停止とする。他の疾患については、次の期間出席停止にする。ただし、病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。
・・・インフルエンザ

学校現場では（ノロウイルスの場合）

ノロウイルスによる感染性胃腸炎や食中毒
一年を通して発生している。（特に冬季）

ノロウイルスは手指や食品などを介して、経口で感染し、ヒトの腸管で増殖し、おう吐、下痢、腹痛などを起こす。健康な方は軽症で回復するが、子どもやお年寄りなどでは重症化したり、吐ぶつを誤って気道に詰まらせて死亡することがある。

ノロウイルスについてはワクチンがなく、また、治療は輸液などの対症療法に限られる。

知識を得る（ノロウイルスの場合）

昭和43年（1968年）に米国のオハイオ州ノーウォークの小学校で集団発生した急性胃腸炎。

患者のふん便からウイルスが検出され、発見された土地の名前を冠してノーウォークウイルスと呼ばれた。

平成14年（2002年）8月、国際ウイルス学会で正式に「ノロウイルス」と命名された。

学校での対応（感染症の場合）

《感染予防策》

- ①手洗いの励行
- ②うがい
- ③洗顔
- ④マスクの着用
- ⑤栄養バランスのとれた食生活
- ⑥十分な休息

経路には、①空気感染、②飛沫まつ感染、③接触感染④経口感染(糞口感染) があるため

5. 生徒指導のリスクマネジメント

現状

■ 変容しつつある生徒指導

時代の急激な動きの中で、従来型の問題行動も変化していることが考えられる。例えば、学校の規律指導や秩序確保という点では、一般化された指導手法だけでは難しい状況にある。

そこで、様々な手法で対応するが、それがうまく指導できなくなると、結局力に頼る傾向が強くなってくる。一方で、教育相談を行いながら、優しく対応しても、児童生徒の心理的な背景が掴めないため、的外れになってしまうこともある。

現状は

■ 新たな課題が山積する“生徒指導”

児童生徒の成育歴や環境は、時代の動きで変化しているのだが、それに追いついていないと推測される。こうなると、これまでであった生徒指導の問題も、いつの間にか「**新たな課題**」という形に変質し、手探り状態に陥るのである。このように、問題の根本は変わらなくても、表出する部分が別のものになっているため、指導の一貫性も失っていくのである。実は、リスクマネジメントは、不易と流行の関係と酷似しており、その両立が欠かせない。**指導する側が、常に意識変革する必要がある**といえよう。

学級崩壊

■「学級崩壊」は今なお

『**学級崩壊**』という言葉は造語である。過去から「**学級王国**」と言われた小学校現場で、学級経営における秩序崩壊を意味し、その反対の言葉を作り出したものである。これは、90年代後半頃に登場したものであるが、当時のメディアが、学校における「新たな荒れ」を特集した際に、教職員組合の報告や教師の指摘から生まれた言葉だと言われている。したがって、正式な用語として使われていたわけではないため、行政機関では「**いわゆる学級崩壊**」という言い方で対応していたのである。

学級崩壊

■ 「学級がうまく機能しない状況」とは

定義… 「子どもたちが教室内で勝手な行動をして教師の指導に従わず、授業が成立しないなど、集団教育という学校の機能が成立しない学級の状態が一定期間継続し、学級担任による通常の手法では問題解決ができない状態に立ち至っている場合」

ただ、この“崩壊”という文言は、醸し出す印象の悪さや、教員そのものの評価にもつながりかねないという表現であったため、教員の資質問題が原因論として、クローズアップされたのである。

学級崩壊とは

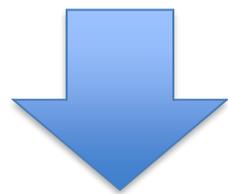
■ 「学級がうまく機能しない状況」の原因や背景

90年代の学校現場では、①学級担任の指導力不足の問題、②学校の対応の問題、③子どもの生活や人間関係の変化、④家庭・地域社会の教育力の低下といった、従来型の生徒指導上の課題と全く同じ原因や背景だと分析していた。しかし、当時の現場では、単一の原因論では語れず、複合要因が積み重なって起きるものという曖昧な原因論が一般的であったため、問題解決のための特効薬は見つからず、複合している諸要因に一つ一つ丁寧に対処していかなければならないといった、玉虫色の対策しか打ち出せなかった。

学級崩壊とは

■ 「学級がうまく機能しない状況」の原因や背景

その後、発達障害などの症例診断が出てくると、これまでの対応に限界があることが分かってきた。特別支援教育の重要性が学校現場で語られるようになったのは、実は近年の動きなのである。



特別支援教育の重要性

学級崩壊の実態把握と事例分析

- ①就学前教育との連携・協力が不足していた事例
- ②特別な教育的配慮や支援を必要とする子どもがいた事例
- ③必要な養育を家庭で受けていない子どもがいた事例
- ④授業の内容と方法に不満を持つ子どもがいた事例
- ⑤いじめなどの問題行動への適切な対応が遅れた事例
- ⑥校長のリーダーシップや校内の連携・協力が確立していなかった事例
- ⑦教師の学級経営が柔軟性を欠いていた事例
- ⑧学校と家庭などとの対話が不十分で、信頼関係が築けず対応が遅れた事例
- ⑨校内での研究や実践の成果が学校全体で生かされなかった事例
- ⑩家庭のしつけや学校の対応に問題があった事例

学級崩壊への対策

- ①子どもの実態に即した学級経営によって回復した事例
- ②指導観の転換により信頼関係を取り戻して回復した事例
- ③学年合同授業などの活用で回復した事例
- ④幼保・小・中が連携し、支援することで回復した事例
- ⑤保護者が学級の様子を把握し、支援することで回復した事例

いわゆる「学級崩壊」について ～『学級経営の充実に関する調査研究』(最終報告)の概要～ (平成12年3月)

規律指導を切り口に考える（生徒指導提要より）

生徒指導提要では、校内規律に関する指導として、校則やきまりなどの校内におけるルール指導が基盤であるが、それ以上に**規範意識の醸成**を重視している。しかし、**発達段階によって指導のあり方が異なる**。

小学校では、**児童理解が特に重要**である。学級担任が指導の学校生活のほとんどの場面にかかわっているため、教師の思い込みや抱え込みに陥ることなく、学校全体での対応が大切である。その上で、**幼小の連携、小中の連携という校種間のスムーズな移行**により、規範意識の醸成に努めることが指摘されている。

規律指導を切り口に考える（生徒指導提要より）

中学校では、問題行動の多様化、複雑化、深刻化が進行し、規範意識も低下など、厳しい状況にあるため、規範意識の育成においては、**学校は規律やルールを学ぶ場所という共通認識**に立って、学校環境の整備や、規律の維持を重視し、全教職員の一貫した指導や、生徒会活動などで規則を守ることの意味や意義、必要性を考えさせることが大切である。

一方で、規則違反や問題行動に対しては、**指導体制の確立や継続的な指導**が欠かせない。この場合、学校だけで取り組むのではなく、家庭や地域とのネットワークの重要性を意識し、家庭や地域に対しては、十分な情報発信は必要であろう。

規律指導を切り口に考える（生徒指導提要より）

高等学校になると、個々の確立がさらに重要になる。つまり、**個々の自由と責任や権利の意義についての自覚を、一層深める指導がポイント**になろう。また、日常的に「社会では許されない行為は、学校でも許されない」ことについて、毅然とした対応が求められる。これが、**規範意識の向上**につながってくる。そのため、法規の指導、自律性を高める指導を行う必要がある。例えば、万引きは刑法では窃盗罪であるという社会では当たり前前のことを指導し、一方で校則については、生徒自身で討論などを行い、ルールの意味や必要性を意識させることが重要である。

生徒指導とは

「生徒指導」は、一人一人の児童生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指すもの

生徒指導こそ組織対応が必要

「生徒指導」に係る問題は、個々の教員による“職人的な対応”で防いできた経緯がある。

しかし、今やそうはいかない。

管理職の指導助言が欠かせず、それをコーディネートする中堅教員の存在が大きく影響する。

問題行動発生時における事情聴取

「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議 「首藤由紀委員提供資料」を参考に加筆

教師が事情聴取を行う場合は、安心できる教師や
専門家に同席してもらうのがベター
(センシティブな問題の場合には)

生徒の基本的人権への配慮

- ①事情聴取の段階から、生徒の基本的人権に十分配慮する。
- ②生徒の学習権の保障に十分配慮する。
- ③聴き取りの目的を明らかにした上で、事前説明を行うなどして、聴き取り対象者の負担を軽減するよう努める。

問題行動発生時における事情聴取

○記憶していることを、できるだけ正確に思い出してほしいことを伝える。

○人の記憶はあいまいなので、正確な事実だけを覚えているわけではないこと（記憶違いのこともある）を意識して、慎重に行う。

○一人の記憶に頼るのではなく、他の人の話などから総合的に判断してまとめていくこと。

○「誰が何を言った」ということが、そのまま外部に出ることはないことを伝える。

問題行動発生時における事情聴取

- 児童生徒等への対応では、「心のケア」と「事実関係の確認」の両立を図ることに努める。
- 聴き取り調査を行うに当たっては、聴取・記録・心のケアへの配慮という各観点が必要であり、スクールカウンセラー等の専門家の支援を受けて実施の判断を行い、実施の際には、必ず複数の教職員で対応するとともに、状況に応じてスクールカウンセラーを同席させることも必要である。

Point : 相手の思いを傾聴し、理解に努める姿勢を示すことが大切

要望・苦情に接したとき

■ 「要望・苦情」の背景には当人にとって深刻な状況があるとともに、「学校に言おう」と、それなりに決意した理由があることを念頭において、話を聞きとっていく。

■ 「要望・苦情」は、学校への「期待・願い」の表れであるととらえ、相手の立場に立って、その背景や理由を理解するように努める。

不信感を感じる対応とは？

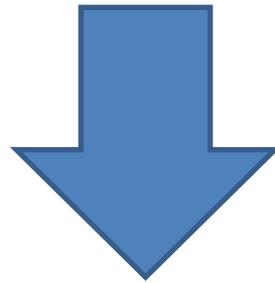
○教職員が、保護者の悩みの深刻さを理解できず、「**そんなことですか**」と軽く受けとめてしまう。

○教職員が学校で見ている子どもの様子にこだわって、「**そんなはずはない**」という受け答えをしてしまう。

出典：「いじめSOS チームワークによる速やかな対応をめざしていじめ対応プログラムⅠ」（大阪府教育委員会 平成19年）

6 いじめ問題の理解と学校の対応

いじめ対応にあたる教師の姿勢



そもそも、いじめ問題は「人権侵害」であり、人間の尊厳そのものが踏みにじられているという視点をもつこと

(故森田洋司先生との対談から)

人間の尊厳とは、人間が人間らしく生きることであり、まさに「生存権」であり、これが卑しめられるという行為は、あってはならないことであり、それが日常的に侵されているとしたら、それこそ、生き方までもが否定されていると考える。

だからこそ、教師は軽微なものも許さない。つまり、**鋭い人権感覚を磨く**ことである。

報道（記事）から見えてくるもの

2016年に中学3年の女子生徒（当時14）が自殺した問題で、市の再調査委員会は16日、いじめが自殺の要因と認定する調査報告書を市に提出した。

中1からいじめがあったが教職員の誰も深刻に受け止めなかったとし、「寄り添える教師が1人でもいたら命を救えた可能性がある」と指摘した。

【朝日新聞デジタルから 2019年4月16日配信記事引用】

報告書では、女子生徒は中1のころからインターネット上で中傷されるなどのいじめを受けていた。

中2になると「絵がきもい」など陰口や悪口などが続き、中2が終わる時点で「強い喪失感などを抱き、心理的にかなり脆弱（ぜいじゃく）な状態になっていた」とした。

【朝日新聞デジタルから 2019年4月16日配信記事引用】

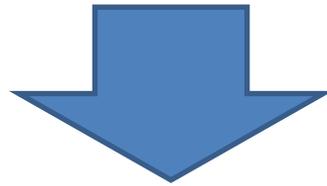
一方、教職員は誰もいじめと認識せずに「よくある女子同士の間関係のトラブル」と捉えた。「様子を見る」「けんか両成敗」といった対応でいじめが深刻化した。女子生徒の1、2年時には学校から市教育委員会へのいじめの報告は0件だった。

報告書は「一対複数、一対集団という『構造的ないじめ』を深く理解し、寄り添える教師が1人でもいたら救えた可能性がある」とした。

【朝日新聞デジタルから 2019年4月16日配信記事引用】

からかわれている生徒、いじられている生徒を目撃

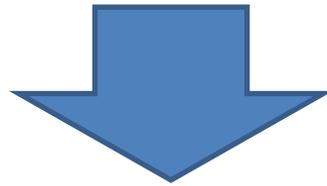
- ①ある教師は、これを「いじめ」と捉えて、からかった者や周囲で笑っていた者たちを指導する。
- ②別の教師は、合意のもとで行われている「遊び」や「ふざけ合い」と捉えて深刻に考えない。



やった側や、やられた側の児童生徒の普段の行動、両者の関係性、行為が行われた学級の雰囲気や周囲で見ていた子どもたちの反応、あるいは教師自身の経験や価値観など、実にさまざまな要因によって、子どもたちの言動に対する理解や判断は変わるものと考える。

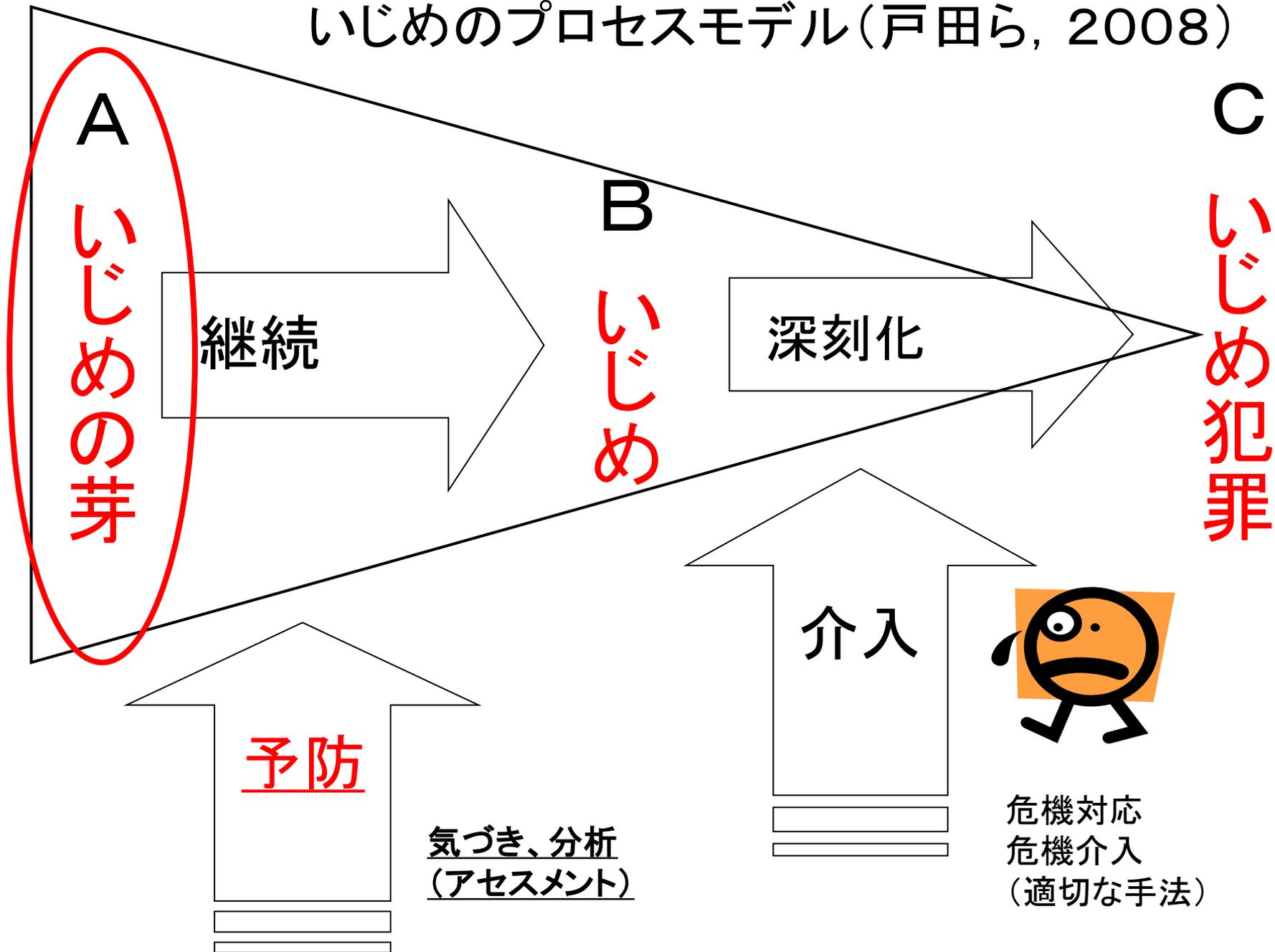
からかわれている生徒、いじられている生徒を目撃

- ①ある教師は、これを「いじめ」と捉えて、からかった者や周囲で笑っていた者たちを指導する。
- ②別の教師は、合意のもとで行われている「遊び」や「ふざけ合い」と捉えて深刻に考えない。



やった側や、やられた側の児童生徒の普段の行動、両者の関係性、行為が行われた学級の雰囲気や周囲で見ている子どもたちの反応、あるいは教師自身の経験や価値観など、実にさまざまな要因によって、子どもたちの言動に対する理解や判断は変わるものと考える。

いじめのプロセスモデル(戸田ら, 2008)



報道から（大津のいじめ自殺問題）

放課後、担任や学年主任らに対応を協議したことは学校側が予兆に気づいていたことを示している。席上、「力の差が出ている」という指摘も出たが、結論は「けんか」となった。「やられている側が『大丈夫』といっているのだから…」。学校側は、事を荒立てない方が得策と判断したにほかならない。

「けんかといじめの違いは力の差。互角の場合はけんかで、一方的な場合はいじめととらえて対応しなければならない」。元中学教員で長年生徒指導を担当した鳴門教育大大学院の阪根健二教授は学校側の対応に疑問を投げかける。

（産経新聞 2012年7月19日付）

いじめ防止対策推進法

平成25年6月28日，平成25年法律第71号

「いじめ」を、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

いじめ防止対策推進法第2条第1項

(いじめの定義) . . . 4つの要素

- ①行為をした者（甲）も、行為の対象となった物（乙）も、**児童生徒**であること
- ②甲と乙の間に一定の**人的関係**があること
- ③甲が乙に対して、**心理的又は物理的な影響**を与えていること
- ④当該行為の対象となった乙が**心身の苦痛**を感じていること

いじめ防止対策推進法第2条第1項

ここで考えないといけない視点

①行為をした者（甲）も、行為の対象となった物（乙）も、**児童生徒**であること



この法律では、幼児や学生は含まれないため、**保幼・高専・大学教員は関係ない**と思っている点に大きな落とし穴がある。

例えば、高等専門学校では高校生もいるし、保護者や地域は、学校種の違いは一切意識していない。つまり、**教育現場は全て対応すべき**なのである。

法律上のいじめ

社会通念上のいじめ

・「力の差」(強い者が弱い者に対して)

・「継続的」

・「意図的」

etc.

誰もが重篤な事態と認識するであろう深刻な事案

このギャップをしっかりと認識することが大切

国立大学附属学校における
いじめ防止等の対策のための協議会

主催：日本教育大学協会、全国国立大学附属学校連盟 協力：文部科学省

昨日と違う様子とは・・・

早期発見の時期を、どう考えますか。

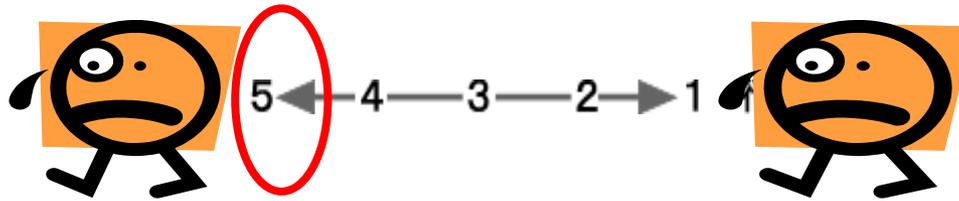
- ①本人が申告してきたとき 赤 ■
- ②友人が申告してきたとき 黄 ■
- ③保護者が相談してきたとき 青 ■

2016年12月24日 一橋講堂

撮影 文部科学省職員

研修では・・・ 大人の立ち位置とは

いじめられる



いじめる

- 5 は 赤 
- 4 は 黄 
- 3 は 青 

研修では・・・ 大人の立ち位置とは



いじめられっ子に「非はない」 という対応とは何か

- 本当に非はないのか
もし、非があるとすれば・・・
- 生徒に寄り添うことの必要性
- 特に孤立化する場合

いじめの4層構造

傍観者



作成 NHK

監修 阪根

傍観者を、あなたはどのように考えますか。

- ① 傍観者もいじめっ子 赤 
- ② 傍観者は悩んでいる 黄 
- ③ 傍観者は卑怯だ 青 

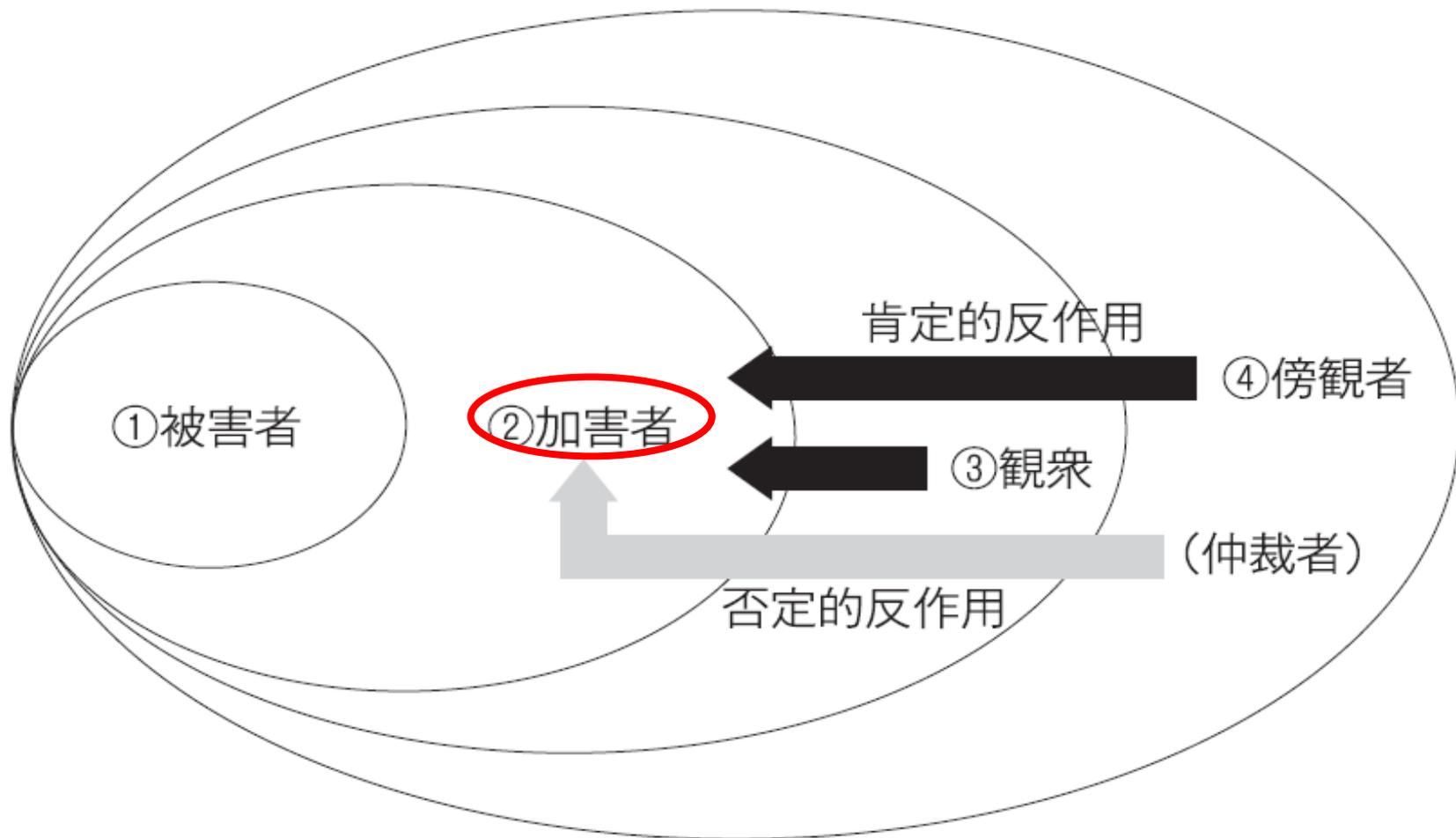


図2 いじめの四層構造論

(出典：森田・清永 (1994) 『いじめ—教室の病い』 をもとに作成)

生徒指導のリスクマネジメント (学事出版) 阪根編 金綱、戸田 (2020)

生徒指導において学校がすべき措置

① 事実確認・・・正確さ・迅速さ

② 児童生徒又はその保護者に対する支援
・・・親身になって、組織的な対応を

③ 児童生徒に対する指導又はその保護者
に対する助言について、問題行動が犯罪
行為として取り扱われるべきものである
と認めるときは・・・毅然と

いじめ対応において

けんかした子どもたちに、話し合えば分かりあえると教えても、理解してくれない。

話し合えば、互いの違いに気づける。

違っているからこそ、対話の必要性がある。（外交交渉の基本である）

対話と会話の違いとは

対話は、意義や意味を共有している

* 会話は、共通の話題を進める状態
質の高い対話→紛争解決の手段
すれ違っている意味を知ること

哲学では、重視された部分

* プラトン、ソクラテス
思考の交流（知識を得る行為）

「21世紀に生きる君たちへ」

司馬遼太郎

「いたわり」「他人の痛みを感じる
こと」「やさしさ」と言う心は、

自らを訓練(くんれん)して身に付
けねばならない。

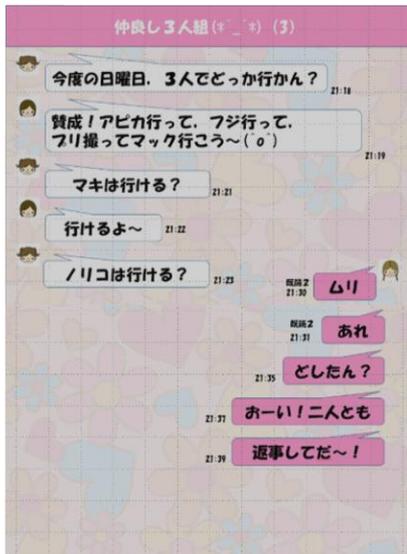
実際の開発授業

(大阪府大東市 中学校 木村教諭の授業風景)

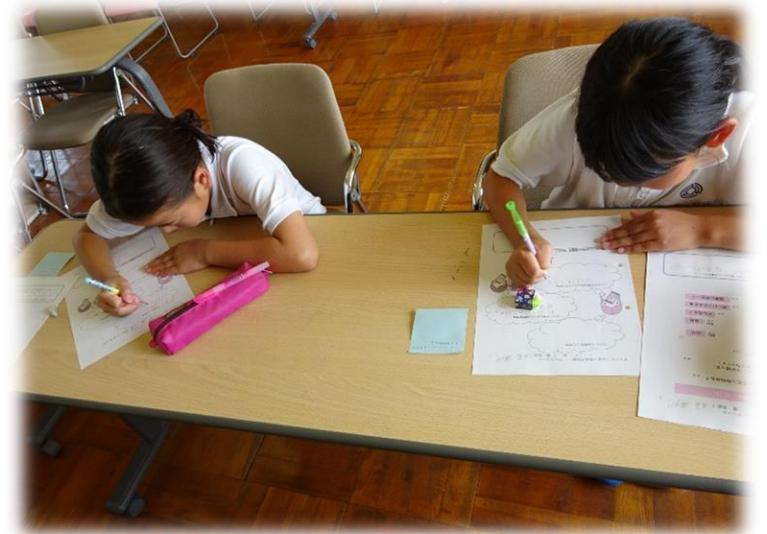
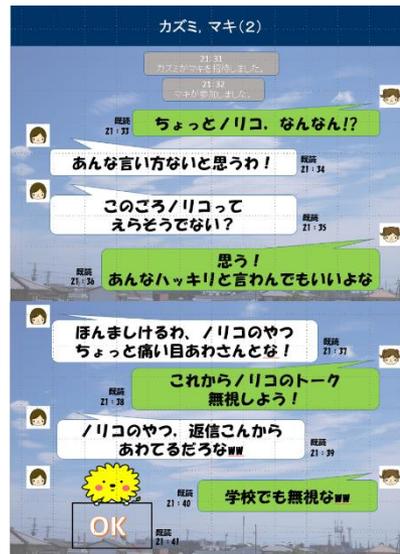


LINEによる仲間外し

3人仲よし
→無視されたトーク画面



仲間外しをした2人の
トーク画面



トラブルを防ぐ方法を考える



遊びの約束をノリコは
「ムリ」の一言で断る
→断られたカズミとマキが
腹を立ててノリコを無視

撮影 徳島県阿南市立富岡小学校教職員

実践学から生まれたいじめ対策とは

大人のいじめ対応姿勢5カ条

- ①いじめられっ子に非なし
(どんな場合でもいじめられっ子に寄り添う)
- ②周辺こそがいじめの元凶
(いじめる子よりも周りの子への働き掛けが大切)
- ③昨日と違うちょっとした様子こそ発見の決め手
(深刻な時ほど子どもは訴えないので、それに気づく感受性が必要)
- ④いじめの輪から新たな輪へ
(既存の集団と異なる新しい集団や世界を提供する)
- ⑤いじめっ子だって泣いている
(いじめっ子の抱えるストレスにも目を向けて)

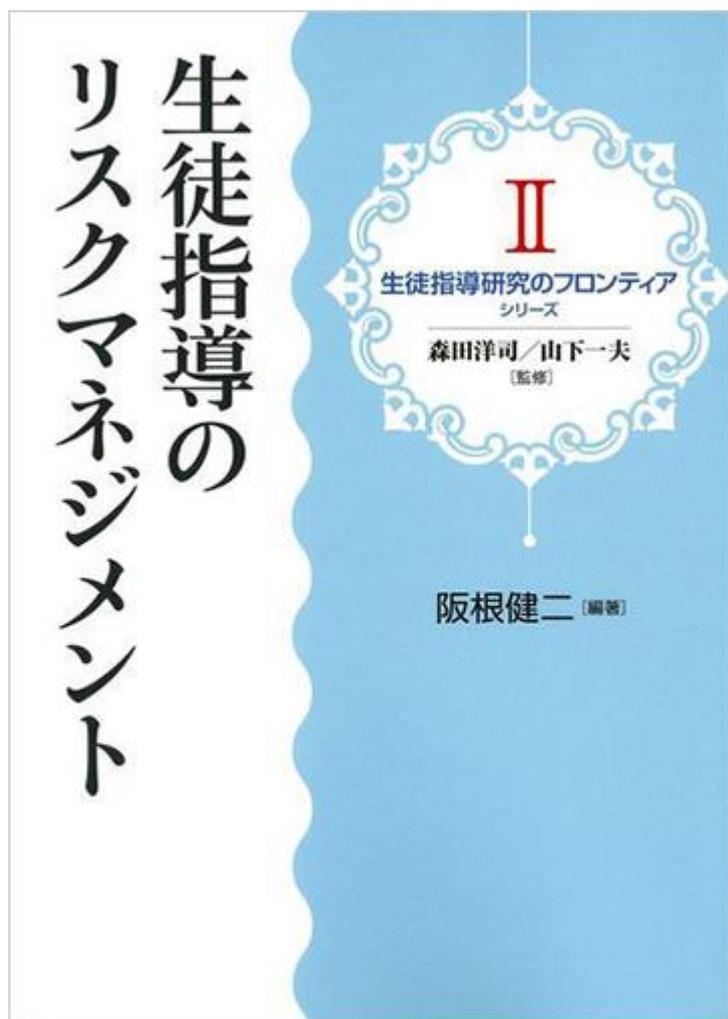
(阪根健二さん作成)

左図

いじめ自殺が頻発した2006年の秋に、朝日新聞東京本社社会部の要請によって作成。(2006年10月22日付け 朝日新聞全国版に掲載)

その後、四国新聞、教育雑誌等に掲載される

シリーズ生徒指導研究のフロンティア 生徒指導のリスクマネジメント



森田洋司・山下一夫 監修／阪根健二 編著
A5判 152ページ
定価（本体2,000円＋税）
ISBN978-4-7619-2615-1
小・中・高校教師，教育委員会指導主事

生徒指導における危機管理の概要を説明した上で、「いじめ」「インターネット依存」「不登校」など各課題の専門家が個々の事案について解説。理論をベースにした実践も紹介。

学事出版